

(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> 3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> 6 略	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 6 略
--	--

附 則

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東浦町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方

税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第3号

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 220,000 円を超える場合には、220,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円）の合算額とする。 （1）略 （2）法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）	（国民健康保険税の減額） 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 220,000 円を超える場合には、220,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円）の合算額とする。 （1）略 （2）法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）

に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき <u>295,000 円</u>を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) アからカまで 略 (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額 が、430,000 円 (納税義務者並びにそ の世帯に属する国民健康保険の被保 険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が 2 以上の場合に あつては、430,000 円に当該給与所得 者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき <u>545,000 円</u>を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) アからカまで 略 2 及び 3 略	に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき <u>290,000 円</u>を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) アからカまで 略 (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額 が、430,000 円 (納税義務者並びにそ の世帯に属する国民健康保険の被保 険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が 2 以上の場合に あつては、430,000 円に当該給与所得 者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき <u>535,000 円</u>を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) アからカまで 略 2 及び 3 略
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の
年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税につ
いては、なお従前の例による。

承認第4号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 略	附 則 1 及び 2 略
(法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合)	<u>(法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合)</u>
3 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	3 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
(法附則第 15 条第 37 項の条例で定める割合)	(法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合)
4 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	4 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
(法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合)	(法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合)
5 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	5 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
(法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合)	(法附則第 15 条第 43 項の条例で定める割合)
6 法附則第 15 条第 42 項に規定する市	6 法附則第 15 条第 43 項に規定する市

町村の条例で定める割合は4分の3とする。

7 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 8 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額

町村の条例で定める割合は4分の3とする。

7 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地

は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る

等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る

前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 13 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の

前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 13 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の

固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

14 及び 15 略

16 附則第 8 項及び第 10 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 8 項及び第 11 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 11 項から第 13 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、附則第 13 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 14 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

(読替規定)

17 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13

固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 (令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

14 及び 15 略

16 附則第 8 項及び第 10 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 8 項及び第 11 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 8 項、第 9 項、第 11 項及び第 12 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 11 項から第 13 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、附則第 13 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 14 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

(読替規定)

17 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13

項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例) 18 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定は、適用しない。	項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例) 18 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定は、適用しない。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東浦町都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第5号

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求め
ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

東浦町長 日 高 輝 夫

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度東浦町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,171,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,308,006	6,039	2,314,045
	2 国庫補助金	857,335	6,039	863,374
19 繰入金		961,910	1,000	962,910
	1 基金繰入金	952,493	1,000	953,493
歳 入 合 計		18,164,000	7,039	18,171,039

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,608,191	6,259	2,614,450
	1 総務管理費	2,063,780	220	2,064,000
	2 徴税費	218,210	6,039	224,249
14 予備費		30,760	780	31,540
	1 予備費	30,760	780	31,540
歳 出 合 計		18,164,000	7,039	18,171,039

承認第6号

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求め
ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 9 日

東浦町長 日 高 輝 夫

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度東浦町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,173,039千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		962,910	2,000	964,910
	1 基金繰入金	953,493	2,000	955,493
歳 入 合 計		18,171,039	2,000	18,173,039

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,614,450	1,710	2,616,160
	2 徴税費	224,249	1,710	225,959
14 予備費		31,540	290	31,830
	1 予備費	31,540	290	31,830
歳 出 合 計		18,171,039	2,000	18,173,039

承認第7号

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 30 日

東浦町長 日 高 輝 夫

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度東浦町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,661,250千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町税		8,926,056	△232,957	8,693,099
	1 町民税	3,597,531	△232,957	3,364,574
10 地方特例交付金		84,319	232,957	317,276
	1 地方特例交付金	79,300	232,957	312,257
15 国庫支出金		2,314,045	482,211	2,796,256
	2 国庫補助金	863,374	482,211	1,345,585
19 繰入金		964,910	6,000	970,910
	1 基金繰入金	955,493	6,000	961,493
歳 入 合 計		18,173,039	488,211	18,661,250

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,616,160	366,538	2,982,698
	2 徴税費	225,959	366,538	592,497
3 民生費		7,108,753	121,400	7,230,153
	1 社会福祉費	3,661,006	121,400	3,782,406
14 予備費		31,830	273	32,103
	1 予備費	31,830	273	32,103
歳 出 合 計		18,173,039	488,211	18,661,250

議案第 25 号

東浦町水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について
東浦町水道事業及び下水道事業審議会条例を次のように定めるものとする。
令和 6 年 6 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町水道事業及び下水道事業審議会条例

(設置)

第 1 条 東浦町水道事業及び下水道事業の運営について審議するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき、東浦町水道事業及び下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、水道事業の管理者の権限を行う町長及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 水道料金及び下水道使用料に関する事項
- (2) 水道事業及び下水道事業の運営及び経営に関する事項
- (3) その他町長が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道又は公共下水道の使用者
- (3) 公募により選考された者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年東浦町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	
教育委員会委員の項から学校評議員の項まで 略			教育委員会委員の項から学校評議員の項まで 略		
<u>学校運営協議会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000 円</u>	<u>学校運営協議会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000 円</u>
<u>東浦町水道事業及び下水道事業審議会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000 円</u>			
政治倫理審査会委員（議員を除く。）の項及びその他の非常勤の職員の項 略			政治倫理審査会委員（議員を除く。）の項及びその他の非常勤の職員の項 略		
備考 略			備考 略		

提案理由

東浦町水道事業及び下水道事業審議会を設置するため提案するものである。

議案第 26 号

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年東浦町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)
第 3 条 略	第 3 条 略
2 略	2 略
3 町の機関は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 町の機関は、 <u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u> であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
4 略	4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 27 号

令和 6 年度東浦町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 162,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,823,550 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 6 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,796,256	550	2,796,806
	2 国庫補助金	1,345,585	550	1,346,135
16 県支出金		1,303,083	70	1,303,153
	3 委託金	91,280	70	91,350
19 繰入金		970,910	88,000	1,058,910
	1 基金繰入金	961,493	88,000	1,049,493
21 諸収入		684,421	73,680	758,101
	4 雑入	640,399	73,680	714,079
歳 入 合 計		18,661,250	162,300	18,823,550

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,982,698	597	2,983,295
	1 総務管理費	2,064,000	597	2,064,597
3 民生費		7,230,153	1,100	7,231,253
	1 社会福祉費	3,782,406	1,100	3,783,506
4 衛生費		1,479,429	124,430	1,603,859
	1 保健衛生費	585,263	124,430	709,693
8 土木費		2,672,037	31,200	2,703,237
	2 道路橋りょう費	688,081	31,000	719,081
	5 都市計画費	1,782,457	200	1,782,657
10 教育費		2,069,829	4,760	2,074,589
	1 教育総務費	322,194	70	322,264
	2 小学校費	512,888	1,401	514,289
	3 中学校費	209,285	3,289	212,574
14 予備費		32,103	213	32,316
	1 予備費	32,103	213	32,316
歳 出 合 計		18,661,250	162,300	18,823,550

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	東浦駅西側駅前広場整備事業	123,480

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
学校給食センター調理業務等委託料	自 令和 6 年度 至 令和 11 年度	494,795

議案第28号

令和6年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,491,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 国庫支出金		0	12,529	12,529
	1 国庫補助金	0	12,529	12,529
歳 入 合 計		4,478,785	12,529	4,491,314

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		20,255	12,529	32,784
	1 総務管理費	14,972	12,529	27,501
歳 出 合 計		4,478,785	12,529	4,491,314

議案第29号

令和6年度東浦町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度東浦町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,380,832千円	200千円	1,381,032千円
第2項 営業外収益	742,517千円	200千円	742,717千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,380,832千円	200千円	1,381,032千円
第1項 営業費用	1,280,065千円	200千円	1,280,265千円

令和6年6月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第 30 号

工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（6－1））
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

- 1 工事名
於大公園再整備工事（6－1）
- 2 路線等の名称
於大公園
- 3 工事場所
知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内始め
- 4 工事概要
 - （1）敷地造成工
 - （2）公園施設撤去工
 - （3）於大公園サイクルセンターの解体工事に伴う建築工事一式
- 5 契約金額
67,980,000 円
- 6 契約の相手方
 - （1）名称
株式会社ヒューテック
 - （2）代表者
代表取締役 長坂 勝之
 - （3）所在地
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 7 契約の方法
一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 31 号

工事請負契約の締結について（小中学校校舎照明ＬＥＤ化工事（その２））
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

- 1 工事名
小中学校校舎照明ＬＥＤ化工事（その２）
- 2 路線等の名称
東浦町立緒川小学校始め 2 小学校及び北部中学校始め 2 中学校
- 3 工事場所
知多郡東浦町地内
- 4 工事概要
既設校舎の照明ＬＥＤ化工事に伴う電気設備工事一式
- 5 契約金額
62,775,900 円
- 6 契約の相手方
 - (1) 名称
株式会社エフテック
 - (2) 代表者
代表取締役 福庭 文明
 - (3) 所在地
半田市柊町 5 丁目 10 番地 12
- 7 契約の方法
一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 32 号

令和 5 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 398,350,839 円のうち
153,432,908 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

提案理由

令和 5 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。